令和８年（フ）第１５５９号
横浜市神奈川区富家町６番地８　マツモトビル202号
債務者　新垣理恵子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１０号
横浜市中区打越26番地３　セント山手303号室
債務者　菊地　健一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６２号
横浜市鶴見区岸谷４丁目13番37号　和ハイツ101
債務者　柴田ミレイヤこと　マリアカ　シバタ　ミレイヤ　イルセ（ＭＡＲＩＡＣＡ　ＳＨＩＢＡＴＡ　ＭＩＲＥＹＡ　ＩＬＳＥ）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８１号
神奈川県藤沢市遠藤2016番地の27
債務者　白井　美桜
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１０号
横浜市栄区公田町250番地　マルモビル２Ｆ栄荘２号
債務者　福田　和也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５１号
横浜市金沢区大道１丁目30番１―502号
債務者　二本木しのぶ
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９５号
川崎市高津区千年新町14番地１　メゾン新城103
債務者　川口　英樹
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５３７号
川崎市宮前区菅生３丁目27番３号　グランメゾンⅡ　102
債務者　森山百合香（旧姓浅野）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２９９号
神奈川県座間市西栗原２丁目16番25号　105号
債務者　森田　勇磨
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６１号
神奈川県座間市相武台３丁目20番14号　アザーレ・ターコイズ205号
債務者　横澤　聖也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６９号
新潟県阿賀野市緑岡77番地１　ＵＲＢＡＮ　ＡＯＩ　Ⅲ　101号室、前住所新潟市北区内島見912番地26
債務者　三宅　　巧
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第２９号
京都府宮津市字江尻611番地
債務者　堀口　允瑠
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第６０４号
大阪府羽曳野市伊賀５丁目２番７―405号パークレジデンス
債務者　島村　俊雄
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５２号
堺市南区竹城台３丁１番10―107号
債務者　宮脇　桃花
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５号
香川県丸亀市津森町458番地13クレイノリアン207号、前住所香川県観音寺市天神町二丁目11番２―203号レオネクストＧｒｏｏｖｅｒⅡ
債務者　沼本　昌宏（旧姓金尾）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第８１号
香川県丸亀市城西町二丁目４番11―202号フローレンス城西、前住所愛媛県四国中央市上分町830番地19Ｕｎａ　ｃａｓａ　ｈｉｎｏｔａｎｉ201号
債務者　中山　昌士
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部